

平成30年7月豪雨災害の現状について (第29報)

1 人的・物的被害の状況 (4/15 10:00現在)

(1) 人的被害

| 区分 | 人数  | 備考          |   |
|----|-----|-------------|---|
| 死亡 | 28名 | 直接死         | 25名 天応12名, 吉浦3名, 安浦4名, 中央2名, 阿賀1名, 音戸2名, 蒲刈1名 |
|    |     | 関連死         | 3名  |
| 負傷 | 22名 | 重傷5名, 軽傷17名 |   |

※ 負傷者数は、豪雨災害の直接起因による人数 (7/6~8)

(2) 家屋の被害状況 (4/14 18:00現在)

| 全壊  | 大規模半壊 | 半壊  | 一部損壊  | 床下浸水 | 計     |
|-----|-------|-----|-------|------|-------|
| 320 | 133   | 758 | 1,248 | 740  | 3,199 |

※ り災証明に係る現地調査完了件数による。

(3) 公共施設等の被害状況 (H30.12.28現在)

| 区分                             | 被害施設数・箇所数等 | 主な被害施設等                                    |
|--------------------------------|------------|--|
| ① 公共施設 (学校, 福祉, 環境衛生, 産業振興施設等) | 72施設       | 天応市民センター, 天応中学校, 安浦中央保育所, 呉市斎場, グリーンピアせとうち |
| ② インフラ                         | 941か所      |  |
| 公園                             | 12か所       | 二級峡公園, 串山公園                                |
| 土木施設 (道路・河川等)                  | 342か所      | 市道内海市原線, 真光寺橋                              |
| 農林施設 (農道・林道等)                  | 251か所      | 農道豊浜大橋線, 林道郷原野呂山線                          |
| 港湾・漁港施設                        | 24か所       | 川原石第1物揚場, 仁方川尻新開護岸                         |
| 上下水道施設                         | 312か所      | 二級水源地, 柳迫第一ポンプ所                            |
| ③ 普通財産                         | 21施設       | 山林 (苗代町, 豊浜町, 川尻町)                         |

2 避難勧告等の発令基準の特例運用

| 地区・町名 |   | 土砂災害 | 洪水災害 |
|-------|---|------|------|
| 安浦    | 安浦町大字中畑                                       | ○    | ○    |
|       | 安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1~5丁目, 安浦町内海北1~4丁目, 安浦町内海南1丁目 | -    | ○    |

3 仮設住宅等の状況 (4/15 10:00現在)

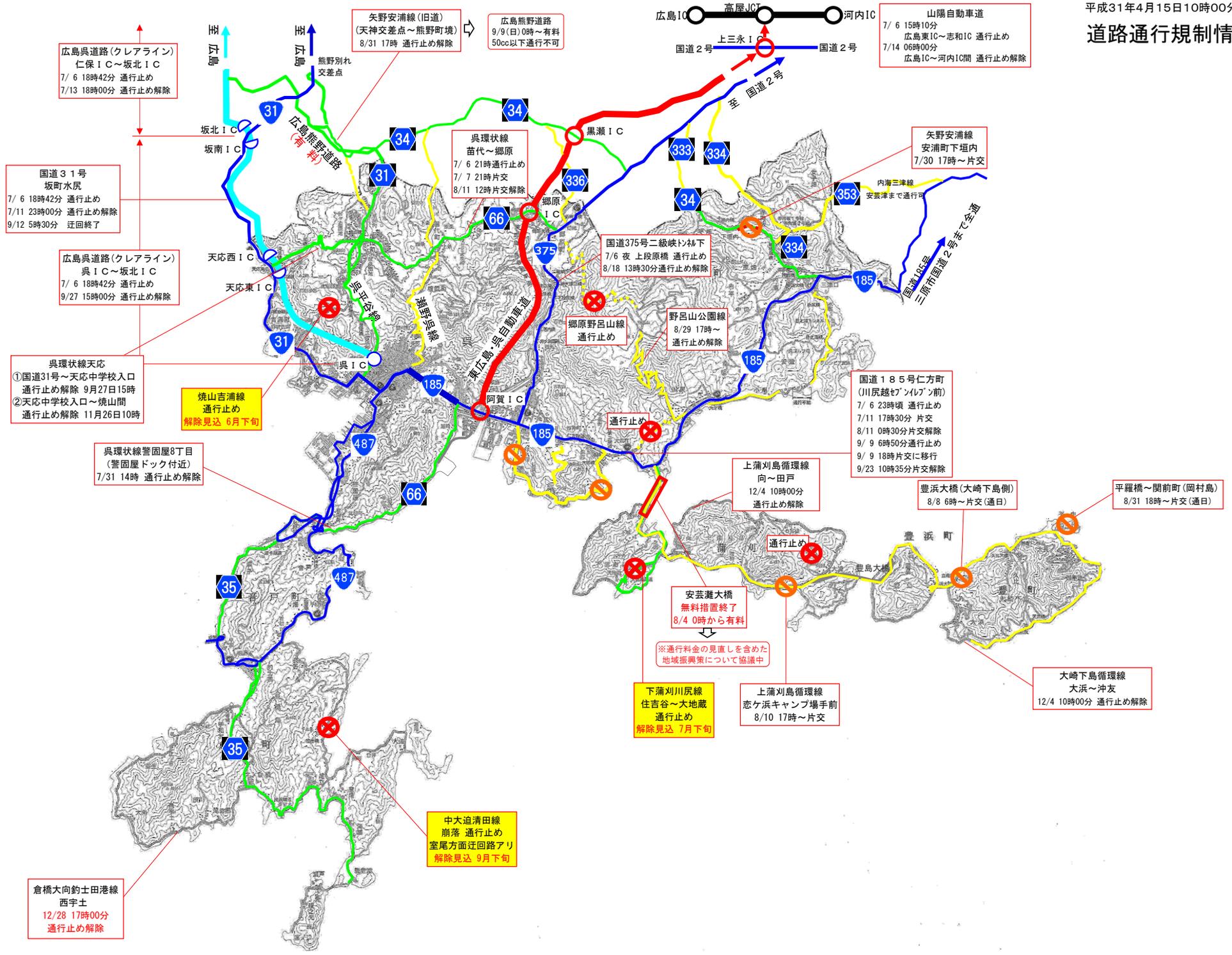
| 住宅の種類  | 入居世帯数 | 備考                       |
|--------|-------|--------------------------|
| 公営住宅等  | 35世帯  | 市営25, 県営9, 民間社宅 (中国電力) 1 |
| 応急仮設住宅 | 借上げ型  | 129世帯 民間借上住宅             |
|        | 建設型   | 59世帯 天応40, 安浦19          |
| 合計     | 223世帯 |                          |

※ 応急仮設住宅等における提供期限が近づいている方については、個々の事情に応じ、提供期間の更新、公営住宅の優先入居などの対応を行っています。提供期限を超えた方については、関係機関と連携し、本人の意向を踏まえて対応しています。

4 規制中の道路 (4/15 10:00現在) 【別紙参照】

※ 4月8日10時時点からの状況の変化なし

# 道路通行規制情報



平成31年4月16日

福祉保健部 福祉保健課  
(被災者支援プロジェクト)

### 被災者支援の取組状況について（平成31年3月末日現在）

被災された方々の一日も早い生活再建に向け、被災者支援制度による災害見舞金等の支給や市税の減免など、経済的な支援を実施しているところです。

現時点における申請状況は、次のとおりです。

現在、被災者台帳を活用し、支援対象者（未申請者）の把握による個別案内も実施しているところですが、支援漏れがないよう引き続き努めていきます。

| 項目            | 申請受付<br>件数 A | 決定件数<br>(※) B | B/A    |
|---------------|--------------|---------------|--------|
| 災害弔慰金         | 27           | 27            | 100.0% |
| 呉市災害見舞金       | 1,330        | 1,328         | 99.8%  |
| 呉市義援金         | 1,669        | 1,665         | 99.8%  |
| 個人市民税の減免      | 1,593        | 1,577         | 99.0%  |
| 固定資産税の減免      | 1,832        | 1,825         | 99.6%  |
| 国民健康保険保険料の減免  | 504          | 502           | 99.6%  |
| 後期高齢者医療保険料の減免 | 657          | 654           | 99.5%  |
| 介護保険保険料の減免    | 1,225        | 1,224         | 99.9%  |
| 保育料の減免        | 77           | 77            | 100.0% |
| 放課後児童会分担金の減免  | 61           | 61            | 100.0% |
| 上下水道料金等の免除    | 1,802        | 1,802         | 100.0% |
| 住宅の応急修理費用の補助  | 290          | 277           | 95.5%  |

(※) 決定件数の中には、非該当による決定も含まれます。

スクールカウンセラーの派遣による児童生徒の心のケア及び  
教職員を対象とした「児童生徒の心のケア」に関する研修

1 スクールカウンセラーの派遣・研修（3月31日現在）

(1) 派遣した学校・避難所

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 小学校 | 中学校 | 避難所 |
| 9校  | 8校  | 3カ所 |

(2) 派遣日数・カウンセリング人数（のべ）

|      |           |      |     |
|------|-----------|------|-----|
| 日数   | カウンセリング人数 |      |     |
|      | 小学生       | 中学生  | 保護者 |
| 326日 | 309人      | 169人 | 92人 |

※ 緊急な状態の（急いで病院につなぐような）児童生徒はいない。

(3) 職員研修（のべ）

80回 【研修内容例】 全体研修・個別の子どもに関わるケース会議

2 4月1日以降の派遣について

(1) 継続支援が必要な児童生徒及び学校数

|     |
|-----|
| 小学校 |
| 7人  |
| 2校  |

(2) 派遣のペース及び学校数

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 年度末まで、県のスクールカウンセラーを月1回～2回のペースで派遣 | 2校 |
|----------------------------------|----|

※ ただし、緊急の場合は、呉市のスクールカウンセラーを派遣する予定

- スクールカウンセラーとは、臨床心理についての専門的な知識・経験を有する専門家であり、学校で児童生徒及び保護者からの相談を受けるとともに教育相談に係る教職員に対する助言・援助などを行っている。

平成31年4月16日

産業部 農林土木課  
(インフラ強靱化(土木)プロジェクト)

## 農地等小災害復旧事業（新規事業）について

本事業は、平成30年7月豪雨により被害を受け、農地災害復旧事業（国の補助事業で、1カ所の復旧工事費が40万円以上）の対象とならない、工事費が少額（1カ所の復旧工事費が13万円以上40万円未満）の農地復旧を支援し、呉市が復旧工事を実施するものです。

### 【事業の概要】

#### 1 対象農地（次のすべてを満たすもの）

##### (1) 平成30年7月豪雨により被災した農地

（ただし、今までに農地災害復旧申請を行った者は、新たな申請は不要です。）

##### (2) 工事費が13万円以上40万円未満で復旧できる農地

#### 2 分担金

工事費のうち、2.4%を自己負担していただきます。

#### 3 条件

##### (1) 復旧した農地は、営農すること。

##### (2) 耕作放棄地（遊休農地）は、対象外

#### 4 申請受付期限

平成31年8月30日（金）まで

#### 5 お問い合わせ先

農林土木課

呉市中央4丁目1番6号（呉市役所本庁舎5階）

電話：25-3467

平成31年4月16日

産業部 農林水産課  
(産業支援プロジェクト)

## 被災農業者向け経営体育成支援事業の再受付について

この事業は、平成30年7月豪雨により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を支援するもので、平成30年9月25日から12月27日まで受付し事業を行いました。周知については、農区長代表者会、地区農区長会議、各農家へのチラシ配付、大被害地区個別相談会、市政だより、市ホームページ等によりきめ細かく実施しました。この事業は、当初2ヶ年の事業計画でありましたが国の方針が変更となり、基本的には平成30年度限りの事業となりました。

しかしながら、国・県から平成31年度も事業実施が可能との方針変更の通知があり、平成31年度の6月末まで再受付し事業を実施するものです。

### ●事業の概要

#### 1. 対象者

農業用施設・機械等が被災し、今後も農業経営を継続する意思のある販売農家(家庭菜園は除く。)  
※農業用施設・機械等の耐用年数期間に離農した場合、助成金返還になる場合があります。

#### 2. 主な支援内容

(1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設等の再建・修繕

(例)：農業用ハウス、加工施設、加温用ボイラーなど

(2) 農業用機械等の再取得・修繕

(例)：トラクター、田植機、コンバイン、モノレールなど

#### 3. 受付期限 平成31年6月28日(金)まで

#### 4. 平成30年度実績

- ・経営体数(事業件数) 81経営体(211件)
- ・総事業費 76,369,795円
- ・負担区分

(単位：円)

| 区分(補助率) | 国費(5/10)   | 県費(2/10)   | 市費(2/10)   | 自己負担(1/10) |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 補助金     | 35,616,000 | 14,517,000 | 14,517,000 | 11,719,795 |